

お知らせ

大阪府立東淀工業高等学校 学校協議会の会議を、次のとおり開催します。

令和6年5月27日（月）

大阪府立東淀工業高等学校 学校協議会 会長 高橋一雅

1 開催日時

令和6年6月4日（火）午後4時00分から午後5時00分まで

2 開催場所

大阪府立東淀工業高等学校 1階 校長室

3 案件

- 学校の「学校経営計画及び学校評価」について
- その他

4 傍聴者の定員

5名

5 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場することができます。

なお、傍聴の申込手続は先着順で行いますので、定員になり次第、申込手続を終了します。

6 学校運営協議会の会議の傍聴にあたって

(1) 次の各号のいずれかに該当する方は、会議を傍聴することができません。

- ・凶器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している方
- ・張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している方
- ・たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類するものを着用し、又は携帯している方
- ・拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している方
- ・酒気を帯びていると認められる方
- ・前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方

(2) 傍聴人は次に掲げる事項を、守ってください。

- ・議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- ・私語、談話その他の発言をし、拍手をし、又は騒ぎ立てないこと。
- ・みだりに席を離れないこと。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・スマートフォン等、その他の音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。
- ・前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(4) (1)～(3)の注意事項に傍聴者が違反したときには、会長から注意を行います。それでもなお、注意に従わない方には、退場していただくことがあります。

7 問い合わせ先

学校運営協議会事務局（本校教頭 竹野 泰幸）

（電話 (06) 6302-1035）